

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例50号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行により、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部が改正されることに伴い、マンションの各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第50号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第8法第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例に関する許可の申請に対する審査の項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「の特例に関する」を「又は各部分の高さに関する特例の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)